

令和5年9月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

② 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）
への対応について

農 林 水 産 部

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)への対応について

1 背景・必要性

- ・令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生。
- ・宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、一部の開発行為は規制されているものの、盛土等の規制は必ずしも十分でない。

2 法律の概要(令和5年5月26日施行)

- ・「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含め抜本的に改正し、「盛土規制法」として、土地の用途(宅地、森林、農地等)に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制。
- ・都道府県等は、基礎調査を実施し、規制区域を指定。規制区域内で行われる一定の盛土等の行為は許可、届出の対象。

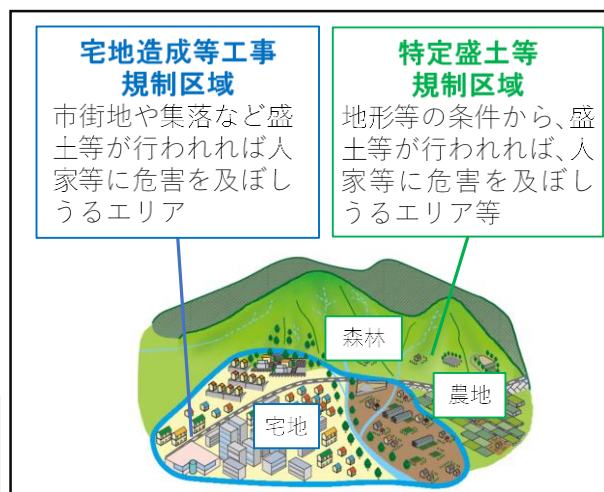
3 県の対応

- ・土木部及び農林水産部の関係各課で構成する盛土PTを令和4年10月に設置。
- ・規制区域の指定に必要な予備的調査を令和5年2月から実施。
- ・今後、予備的調査結果をもとに、基礎調査に着手し、市町村の意見も踏まえながら規制区域を指定予定。

4 今後のスケジュール(予定)

- | | |
|----------|-----------------|
| 令和5年10月～ | 基礎調査の実施 |
| 令和6年度 | 市町村への説明・協議 |
| 令和7年度 | 規制区域の指定
運用開始 |

(1) 規制区域のイメージ



(2) 許可、届出対象となる盛土等

